# 令和7年度公民館人権ふれあい講座共催実施要領

(目的)

第1条 河内長野市人権協会(以下「人権協会」という。)は、河内長野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が公民館で実施する人権課題に係る教育・啓発活動等(以下「公民館人権ふれあい講座」という。)を共催することにより、人権尊重のまちづくりのより一層の推進に寄与する。

## (共催対象事業)

- 第2条 共催対象とする事業は、教育委員会が公民館で実施する人権尊重の理念に 基づき人権尊重思想の普及・高揚を目的とした人権教育・啓発推進事業とし、地 域住民等広く参加が見込まれるもので、次の各号に掲げるテーマに沿ったものと する。
  - (1) 障がい者
  - (2) 部落差別(同和問題)
  - (3) 外国人
  - (4) ハンセン病問題
  - (5) インターネット上の人権侵害
  - (6) 性的マイノリティ
  - (7) こども
  - (8)優生思想
  - (9) 平和
  - (10) 女性
  - (11) 高齢者
  - (12) その他の人権問題

(役割分担)

第3条 教育委員会は公民館人権ふれあい講座を実施し、人権協会はこの要領の規定に基づき、公民館人権ふれあい講座の実施に要した経費を負担する。

(共催申請及び負担額決定)

- 第4条 教育委員会は、公民館人権ふれあい講座の実施について、人権協会に対し、 別に定める様式により共催の申請を行うものとする。ただし、申請は1公民館に つき、1講座とする。
- 2 人権協会は、共催による講座の実施が適当であると認める場合は、講座の共催 及び次条に規定する事業費の負担額を決定し、教育委員会に通知するものとする。

## (事業費の負担)

- 第5条 人権協会は、公民館人権ふれあい講座を実施するために必要な経費として、 予算の範囲内で、1講座につき2万円以内で事業費を負担するものとする。
- 2 前項の事業費には、事前打合せ等に係る経費、食糧費、記念品代等に要する費 用は、含まないものとする。

## (事業完了報告)

第6条 事業完了後、教育委員会は、人権協会に対して報告を行うものとする。

(その他)

第7条 人権協会及び教育委員会は、公民館人権ふれあい講座の実施及び運営を円 滑に実施するため、相互に協力し、必要に応じて、協議を行うものとする。

#### (年間事業計画の策定)

第8条 人権協会及び教育委員会は、毎年度、公民館人権ふれあい講座の実施及び 運営に関し、年間事業計画等を作成するものとする。

#### (事業実績の公表等)

第9条 人権協会は、毎年、前年度に実施した公民館人権ふれあい講座の実績等に ついて、公表等を行うものとする。